

議案第九十一号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝左岸幹線管渠築造工事（517）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成五年六月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本会議の議決を求めらる。

平成五年十二月八日

三朝町長 安田真一郎

平成五年拾月八日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

四 契約金額中「五八、七一〇、〇〇〇円」を「六〇、五四五、四六〇円」に改める。